

倉敷第一中学校 生徒会会則

生徒会は全生徒によって組織され、先生方の助言と指導のもとに、健康な自主的活動を通して、充実した学校生活をつくりあげる活動をする。

生徒会活動に積極的に参加することによって、自主的な生活態度を身につけ、話し合いの仕方や、みんなと協力し、お互いに責任をもって行動することなどを学びとっていきましょう。

第1章 総則

第1条 この会は、倉敷市立倉敷第一中学校生徒会と呼びます。

第2条 この会は、倉敷市立倉敷第一中学校の全生徒を会員として組織し、先生を顧問とします。

第3条 この会は、会員が自ら進んで計画し、実行する活動を通して、学校生活をより充実させていくとともに、会員一人ひとりが立派な社会人になるための資質を養うことを目的とします。

第4条 前条の目的を果たすために次のような活動を行います。

- (1) 学校生活を向上させるための日常的な活動
- (2) 年間計画に基づく諸行事の立案と実行
- (3) 学級会活動、部活動などの連絡や調整
- (4) 他校との交流活動

第2章 役員

第5条 この会に次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 書記 若干名 (4) 会計 2名
- (5) 専門委員長 8名 (6) 議長 1名

第6条 役員の任務は次のとおりです。

- (1) 会長はこの会を代表しこの会の活動のすべてに責任をもちます。
- (2) 副会長は会長を助け、会長がいないときはその代理をします。
- (3) 書記はこの会の庶務をするとともに、あらゆる会合の記録を整理し、保管します。
- (4) 会計は、この会の会計事務を行います。
- (5) 専門委員長は、その委員会の運営に責任をもちます。
- (6) 議長は、生徒総会の議事を進行させます。

第7条 役員の選出方法は次のとおりとします。

- (1) 会長、副会長、会計は、別に定める選挙規定にしたがって選ばれます。
- (2) 書記は、学級委員会の同意を得て会長が任命します。
- (3) 各専門委員長は、各専門委員会で選ばれます。
- (4) 議長は、学級委員会で選ばれます。

第3章 議決

第8条 この会は次の議決機関をおきます。

- (1) 生徒総会 (2) 学級委員会

第9条 生徒総会は全会員の3分の2以上、学級委員会は学級委員の3分の2以上の出席で成立し、議決にはそれぞれ出席者の過半数の賛成を必要とします。なお、議決された事項は学校長の承認を受けるものとします。

第10条 生徒総会はこの会の最高の議決機関で、次のようなことを決めます。

- (1) 年間活動計画 (2) 予算の決定と決算の承認 (3) 会則の改正 (4) その他の重要事項

第11条 生徒総会は少なくとも年1回開かれます。次の場合は臨時総会を開くことができます。

- (1) 会員の3分の1以上の要求があったとき
- (2) 学級委員会が必要と認めたとき
- (3) 会長が必要と認めたとき

第12条 学級委員会は、各学級から選ばれた男女各1名の学級委員で構成します。

ただし、学級委員は専門委員を兼任できません。

第13条 学級委員会では次のようなことを審議して決めます。

- (1) 中央執行委員会（執行部）から提案された事項
- (2) 学級委員から提案された諸問題

第14条 学級委員会は毎月1回定例会を開きます。次の場合は臨時会を開くことができます。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 議長が必要と認めたとき
- (3) 学級委員の3分の1以上の要求があったとき。

第15条 学級委員の任期は6か月とし、4月と10月に改選します。

第4章 執行

第16条 この会に次の執行機関をおきます。中央執行委員会（執行部）

第17条 中央執行委員会（執行部）は会長、副会長、書記、会計で構成します。

第18条 中央執行委員会（執行部）は必要に応じて開き、次のことを行います。

- (1) 第4条に示された諸活動について立案し、それを議決機関へ提案すること。
- (2) 議決された事項を執行すること。
- (3) 各種専門委員会を指導すること。

第19条 専門委員会は、中央執行委員会の下部機関として各種の活動を立案し、実行します。

第20条 中央執行委員の任期は12か月とし、10月に改選します。

第5章 他団体との連絡・調整

第26条 この会と他の活動団体との連絡・調整は、中央執行委員会（副会長が担当）が次の各種連絡会を通して行います。

(1) 学級連絡会 (2) 部活動連絡会

第6章 選挙

第27条 この会の各種の選挙事務は、各学級で選ばれた1名の選挙管理委員が行います。
選挙管理委員は役員、学級委員、専門委員を兼任できません。

第7章 会計

第28条 この会の経費は、会員から集める生徒会費によってまかなわれます。なお、会計年度は学校年度とします。

第8章 改正

第29条 この会則の改正は、学級委員の3分の2以上の賛成で学級委員会が発議し、生徒総会に提案して、承認を受けます。承認には、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とします。

第9章 その他

第30条 この会の各機関は、この会則の範囲内で細則を定めることができます。

第31条 この会則は、昭和57年10月1日から実施します。